

改正後	改正前
<p data-bbox="398 255 922 287">「JAの投信つみたてサービス」取扱規定</p> <p data-bbox="163 351 515 383">第1条～第3条 (省略)</p> <p data-bbox="163 446 492 478">第4条 (振替額の引落し)</p> <p data-bbox="190 494 1108 582">振替口座はあらかじめ届け出られた投資信託総合取引における指定口座と同一の口座とします。<u>(削除)</u></p> <p data-bbox="163 686 403 718">2～5 (省略)</p> <p data-bbox="163 734 1108 1109">6 振替日において、振替口座の貯金残高が振替額に満たないときは、引落しは行いません。<u>また、本サービスにおける振替口座からの引落しにあたっては、総合口座取引規定あるいは当座勘定規定および当座勘定貸越約定書等に定める当座貸越ならびにJAバンクカードローン融資約款等に定める自動融資は適用されません。</u>ただし、指定銘柄が複数ある場合において、振替額の合計額に満たないときには、優先順位を当組合が決め、必要金額を引き落します。なお、引落しが不能であった翌月の引落しについては、その月分の引落しのみ行うものとします。</p> <p data-bbox="163 1125 459 1157">7～8 (省略)</p> <p data-bbox="163 1173 526 1204">第5条～第12条 (省略)</p> <p data-bbox="1041 1220 1108 1252">以上</p>	<p data-bbox="1361 255 1886 287">「JAの投信つみたてサービス」取扱規定</p> <p data-bbox="1126 351 1478 383">第1条～第3条 (同左)</p> <p data-bbox="1126 446 1456 478">第4条 (振替額の引落し)</p> <p data-bbox="1153 494 2076 678">振替口座はあらかじめ届け出られた投資信託総合取引における指定口座と同一の口座とします。<u>ただし、当該口座に貸越機能の設定がある場合には、貸越機能のない普通貯金口座を別途指定していただくものとします。</u></p> <p data-bbox="1126 686 1366 718">2～5 (同左)</p> <p data-bbox="1126 734 2076 965">6 振替日において、振替口座の貯金残高が振替額に満たないときは、引落しは行いません。<u>(追加)</u>ただし、指定銘柄が複数ある場合において、振替額の合計額に満たないときには、優先順位を当組合が決め、必要金額を引き落します。なお、引落しが不能であった翌月の引落しについては、その月分の引落しのみ行うものとします。</p> <p data-bbox="1126 1125 1422 1157">7～8 (同左)</p> <p data-bbox="1126 1173 1489 1204">第5条～第12条 (同左)</p> <p data-bbox="2004 1220 2072 1252">以上</p>